

健康監視(検疫における対応) 【検疫法第18条第4項及び第5項並びに感染症法第15の3】

○検疫所が「健康状態質問票」等で居所、連絡先等を質問し、自治体に通知(検疫法第18条第4項及び第5項) (※1)

○自治体は、検疫所から健康監視対象者のリストを入手し、当該者に対し健康状態を把握するなど、健康監視を実施(感染症法第15の3)

発生状況	対象者	健康状態の把握 (保健所からの聴取)	外出自粛	抗インフルエンザウイルス薬の予防投与	健康状態の 異状時の報告要請	通知・事務連絡
航空機・船舶内の乗客の中から、機内検疫により、患者が確認された場合	患者の濃厚接触者 (患者と2m以内に座っていた者及び同行者)	停留施設において、 <u>医師等が毎日把握</u>	外出不可	本人の同意のもと、 <u>予防投与の対象とする</u>	停留施設において健康状態の異状を確認した場合、医療機関へ搬送。	(検疫法第14条第1項第2号に基づく停留)
	患者の同乗者(上記を除く)	保健所が毎日電話	外出自粛(任意)が望ましい	なし	健康状態異状時に保健所へ報告。保健所は厚生労働省へ報告。	新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡(平成21年5月9日)(※2)
航空機・船舶内の乗客の中から、機内検疫後、もしくは入国後に患者が確認された場合	患者の濃厚接触者に相当する者 (患者と2m以内に座っていた者であって、入国している者)	保健所が毎日電話	より強い外出自粛(任意)を要請 (学校や職場への外出自粛)	本人の同意のもと、 <u>予防投与の対象とする</u>	健康状態異状時に保健所へ報告。保健所は厚生労働省へ報告。	新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡(平成21年5月10日)(※2)
	患者の同乗者(上記を除く)	保健所が毎日電話	外出自粛(任意)が望ましい	なし	健康状態異状時に保健所へ報告。保健所は厚生労働省へ報告。	新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡(平成21年5月9日)(※2)
航空機・船舶内の乗客から新型インフルエンザ患者が発生しない場合	新型インフルエンザが蔓延している国・地域(メキシコ・アメリカ本土・カナダ)に渡航していた者	保健所が定期的に電話	不要不急の外出自粛が望ましい	なし	健康状態異状時に保健所へ報告。保健所は厚生労働省へ報告。	結核感染症課長通知(平成21年5月8日付)(※2)

より慎重な健康監視

※1 質問に答えなかった者又は虚偽の申告をした者は、検疫法第36条第3号の規定により懲役又は罰金に処されることがある。

※2 自治体による健康監視にあたっては、「積極的疫学調査実施要綱(暫定版)」も参考にする。

健康観察(国内における対応) 【感染症法第15条及び第44の3】

○感染症の患者や接触者に対し、質問や調査を実施(感染症法第15条)

○新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、質問や調査を実施し、当該者に対し外出自粛を要請(感染症法第44の3)

発生状況	対象者	健康状態の把握 (保健所からの聴取)	外出自粛	抗インフルエンザウイルス薬の予防投与	健康状態の 異状時の報告要請	通知・事務連絡
国内で患者が発生した場合	患者の濃厚接触者 (2m以内で接触した者等)	保健所が毎日電話	外出自粛の要請	本人の同意のもと、 <u>予防投与の対象とする</u>	健康状態異状時に保健所へ報告。保健所は厚生労働省へ報告。	結核感染症課事務局事務連絡(平成21年5月1日付)
	患者の接触者 (上記以外)	なし	なし	なし	健康状態異状時に保健所へ報告。保健所は厚生労働省へ報告。	参考:「積極的疫学調査実施要綱(暫定版)」